



つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年1 2月24日

つくばみらい市長

つくばみらい市規則第33号

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例施行規則（平成18年つくばみらい市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「条例第2条第2項」を「条例第2条第3項」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表中

「

償却資産に関する事項	償却資産申告書及びその種類別明細書の写し。ただし、増設の場合は、増設部分分かるようにしておくこと。
------------	---

」

を削る。

様式第1号を次のように改める。

課税免除申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、事務所等の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事務所等の新增設年月日 年 月 日
- 2 家屋
 - ① 所在地
 - ② 延べ面積 m²（うち課税免除対象面積 m²）
 - ③ 事業の種類（具体的に）
 - ④ 取得年月日 年 月 日
 - ⑤ 登記年月日 年 月 日
 - ※ 事務所等の移転を行っている場合には、移転前の事務所等を記載
 - ⑥ 所在地
 - ⑦ 自己の事業の用に供していた部分の延べ面積 m²
- 3 土地
 - ① 所在地
 - ② 地積 m²（うち課税免除対象面積 m²）
 - ③ 当該土地を敷地とする家屋の建設着手年月日 年 月 日
 - ④ 取得年月日 年 月 日
 - ⑤ 登記年月日 年 月 日
- 4 事務所等の名称及び所在地（事業を行う者が上記申請者と異なる場合のみ記載）
 - ① 名 称
 - ② 所 在 地
- 5 従業者数（事業を行う者が上記申請者と異なる場合には、事業を行う者の従業者数を記載）
 - ① 事務所等の新增設をした日の前日における事務所等の従業者数 _____人
 - ② 事務所等の新增設をした日の属する年の翌年（第1年）の1月1日における事務所等の従業者数 _____人
 - ③ 第2年の1月1日における事務所等の従業者数 _____人

様式第2号を次のように改める。

課税免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり課税免除することに決定します。

区分		免除前（円）	免除後（円）	増減額（円）
課税標準額	土地			
	家屋			
	合計			
固定資産年税額				

2 次の理由により課税免除はしません。

理由

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のつくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例施行規則別表、様式第1号及び様式第2号の規定は、令和4年4月1日以後に事務所等の新增設を目的として土地の所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した特例法人等又は当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって同規則第6条に規定するもの（以下「当該権利を取得した特例法人等」という。）について適用し、同日前に事務所等の新增設を目的として当該権利を取得した特例法人等については、なお従前の例による。